

河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(竹木の流送の許可の申請)

第十八条の三 竹木の流送に關する令第十六条の三第一項の許可の申請

は、別記様式第八の(甲)及び(乙)による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 竹木の流送に係る計画の概要を記載した図書
二 流送区画を明示した縮尺五万分の一の図画
三 竹木の流送が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
四 その他参考となるべき事項を記載した図書

(都道府県公安委員会の意見の聴取)

第十八条の四 河川管理者(法第九条第二項又は第五項の規定により国土交通大臣の権限に歸する事務を行う都道府県知事又は指定都市の長を除く)は、令第十六条の三第二項の規定により水泳、釣りその他これらに類する他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため必要であると認めて水域を指定しようとするとき、若しくは当該水域に係る通航の方法を指定しようとするとき、又は令第十六条の三第一項の規定により水泳、釣りその他これらに類する他の河川の使用が行われている水域における竹木の流送の許可をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(許可を要しない竹木の流送の公示)

第十八条の五 第十四条の規定は、令第十六条の三第一項の指定の公示について準用する。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第二十一条 法第三十三条第三項(法第五十五条第二項、第五十七条第三

項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む)又は令第十六条の九第三項の届出は、別記様式第十一による届出書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

第三十九条 (法第二十三条参照)

第四十条 (法第二十三条参照)

第四十一条 (法第二十三条参照)

第四十二条 (法第二十九条参照)

参照 処分の際の協議等一法二五 許可の条件一法九〇 監督処分七五 河川管理員一法七七 報告の政令等一法七八 河川管理者の事業についての特別一令二六の二一及び許可一令二六の二〇 許可に基づく地位の承継一令二六の九 規則二一 罰則一法一〇九 令五九一、六〇一、六一、六二、六三

通達等 河川法施行令の一部を改正する政令の施行について(昭和三十四年一〇)一

4.5 河川法施行令の一部を改正する政令の適用及び附帯について(昭和三十四年一〇)一

(昭和三十四年一〇)一

附則

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止(制限又は許可))

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

二項一部改正(平成四四年法律第四号)

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。
二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ)に土石(砂を含む、以下同じ)又はこみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廢物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

- イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域
ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

2 第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

(汚水の排出の届出)

第十六条の五 河川に一日につき五十立方メートル(河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量)以上の汚水(生活又は事業(耕作又は養魚の事業を除く)に起因し、又は附随する廢水をいう。以下同じ)を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表上欄に掲げる認可等の処

分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
二 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称
三 汚水を排出しようとする場所
四 汚水の排出の方法及び期間
五 排出しようとする汚水の量
六 排出しようとする汚水の水質
七 排出しようとする汚水の処理の方法

2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、若しくはその届出に係る同項第三号から第七号までに掲げる事項を変更したとき、又は汚水の排出を廢止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第一項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分(汚水の排出に係るものに限る)をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。(緊急時の措置)

第十六条の六 河川管理者は、異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害關係を有すると認められる関係河川使用者(法第三十八条に規定する関係河川使用者をいう)に通報するものとする。

2 前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するために必要限度において、河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(洪水時等における舟、いかだ等についての措置)

第十六条の七 洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、河川区  
域内にある舟、いかだ、竹木その他これらに類する物件の所有者、管理  
者又は占有者は、当該物件を滞留する等当該物件が洪水又は高潮によつ  
て流されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。  
(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許  
可)

第十六条の八 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通  
省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。  
ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために  
通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管  
理者が指定した行為については、この限りでない。

- 一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚  
濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。
- 一 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し、又は  
設置すること。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。  
(許可に基づく地位の承継)

第十六条の九 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第十  
六条の三第二項又は前条第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割に  
よる承継の場合にあつては、分割前の法人が受けた第十六条の三第二項  
若しくは前条第一項の許可に係る竹木の流送若しくは物件の洗浄を行う  
こととなる法人又は同項の許可に係る同項第二号の土地を承継する法人  
に限る。)は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく  
地位を承継する。

2 前条第二項第二号に掲げる行為に係る同項の許可を受けた者からその  
許可に係る土地を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当  
該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他

により当該許可に係る土地を使用する権利を取得した者についても、当  
該土地の使用に關しては、同様とする。

3 前三項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以  
内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。  
(経過措置)

第十六条の十 一級河川、二級河川又は河川区域の指定の際現に権原に基  
づき、第十六条の三第二項又は第十六条の八第一項の規定により許可を  
要する行為を行なつている者は、従前と同様の条件により、当該行為に  
ついてこれらの規定による許可を受けなければならない。

2 一級河川又は二級河川の指定の際現に第十六条の五第一項の規定によ  
り届出を要する行為を行なつている者は、当該指定の日から三月以内に、  
国土交通省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を河川管理  
者に届け出なければならない。同項ただし書の規定は、この場合につい  
て準用する。

(國の特例)

第十六条の十一 國が行なう事業についての第十六条の三第二項及び第十  
六条の八第一項の規定の適用については、國と河川管理者との協議が成  
立することをもつて、これらの規定による許可があつたものとみなす。

2 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十六条第一項の規定  
により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命  
ぜられた自衛隊の部隊等(同法第八条に規定する部隊等をいう。)につ  
いての第十六条の八第一項の規定の適用については、前項の規定にかか  
らず、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の定めると  
ころによる。

罰則

(自動車等を入れてはならない土地等の公示)

第十八条の六 第十八条の二第三号及び第六項の規定は、令第十六条の四  
第一項第三号の土地の区域の指定の公示について、第十八条の二第二項

及び第六項の規定は、令第十六条の四第一項第三号の自動車等の指定の  
公示について準用する。

(汚水の排出の届出)

第十八条の七 令第十六条の五第一項の届出は、別記様式第八の三による  
届出書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうも  
のとする。

2 前項の届出書には、縮尺五万分の一の位置図及び汚水排出経路概要図  
(汚水処理系統を含む。)を添付しなければならない。

(排出の届出を要する汚水の量の指定の公示)

第十八条の八 第十四条の規定は、令第十六条の五第一項の指定の公示に  
ついて準用する。

(令別表(一)項から(四)項までに掲げる処分等に類する処分等)

第十八条の九 令別表(一)項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は  
届出は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 尿浄化槽に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六  
条第四項又は第十八条第三項(第八十七条第一項においてこれらの規  
定を準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付
- 一 病院に係る医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第七条第一項の  
規定による許可又は同法第九条第一項若しくは医療法施行令(昭和二  
十二年政令第百三十六号)第四条第一項の規定による届出(医療法  
施行令第一条又は第四条の四の規定により読み替えられた國の開設す  
る病院に係る承認又は通知を含む。)

2 令別表(一)項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に  
掲げるものとする。

- 一 尿浄化槽に係る建築基準法第九条第二項若しくは第十条第三項の  
規定による命令又は同法第十八条第二十三項の規定による要請
- 一 病院に係る医療法第二十四条第一項の規定による命令(医療法施行  
令第一条の規定により読み替えられた國の開設する病院に係る届出を

含む。)又は同法第二十九条第一項の規定による取消し若しくは命令  
(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可  
の申請)

第十八条の十 令第十六条の八第一項の許可の申請は、同項第一号に該当  
する行為については別記様式第八の(甲)及び(乙)の、同項第二号に該当する行  
為については別記様式第八の(甲)及び(乙)による申請書の正本一部及び別表  
第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 物件の洗浄又は堆積等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 一 縮尺五万分の一の位置図
- 三 物件を堆積し、又は設置する行為にあつては、当該行為に係る土地  
の実測平面図
- 四 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において物件  
を堆積し、又は設置する場合にあつては、当該物件の堆積又は設置を  
行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見  
込みが十分であることを示す書面
- 五 物件の洗浄又は堆積等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要  
を記載した図書
- 六 その他参考となるべき事項を記載した図書

(許可を要しない物件の洗浄又は堆積等の公示)

第十八条の十一 第十四条の規定は、令第十六条の八第一項の行為の指定  
の公示について準用する。

(一級河川等の指定の際現に排出している汚水についての届出)

第十八条の十二 第十八条の七の規定は、令第十六条の十第二項の届出に  
ついて準用する。

(許可に基づく地位の承継の届出)